

第4章 介護保険サービス量の推計と介護保険料

1. 被保険者数及び認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

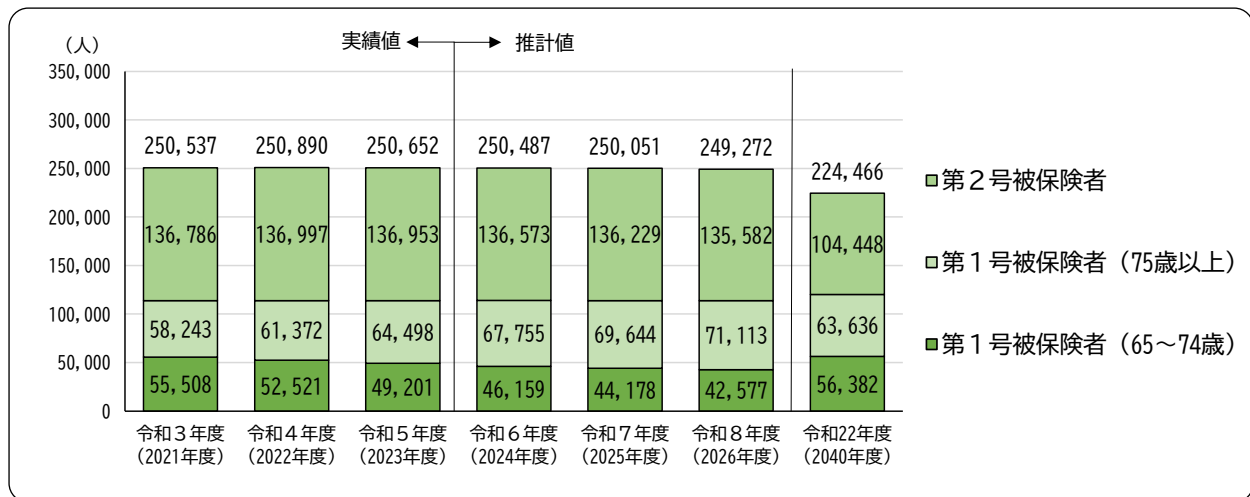
令和3年度から令和22年度(2040年度)までにおける被保険者数の推移と推計は、以下のとおりです。第1号被保険者数は、第9期で微減しますが、令和22年度(2040年度)に向けて増加傾向で推移すると見込んでいます。内訳では、75歳以上が65歳～74歳を上回っており、第8期から第9期にかけてその差は大きくなっています。

【被保険者数の推移と推計】

(単位:人)

		実績値			推計値			
		第8期			第9期			第14期
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R22年度 2040年度
第1号被保険者	65歳～74歳	55,508	52,521	49,201	46,159	44,178	42,577	56,382
	75歳以上	58,243	61,372	64,498	67,755	69,644	71,113	63,636
	計	113,751	113,893	113,699	113,914	113,822	113,690	120,018
第2号被保険者		136,786	136,997	136,953	136,573	136,229	135,582	104,448
被保険者総数		250,537	250,890	250,652	250,487	250,051	249,272	224,466

※ 各年10月1日時点。



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、今後も増加していくと見込んでいます。

また、第9期における認定者出現率は 19.7%から 20.7%で推移し、令和 22 年度(2040 年度)にかけては 22%超で推移すると予測されます。

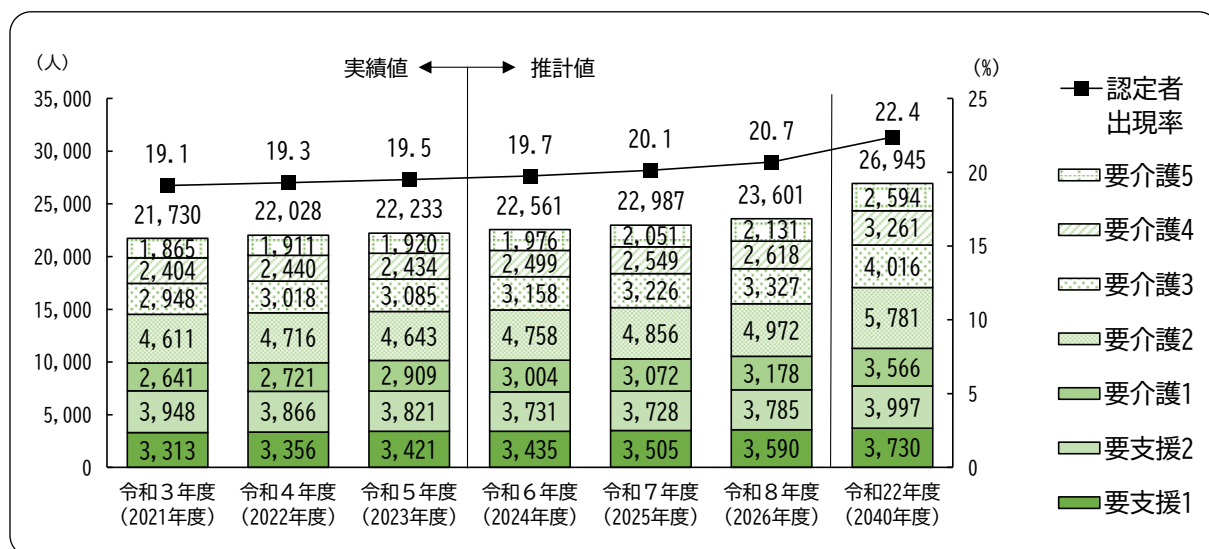
【各年度の要支援・要介護認定者数】

(単位：人)

			実績値			推計値			
			第8期			第9期			第14期
			R 3年度 2021 年度	R 4年度 2022 年度	R 5年度 2023 年度	R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度	R 22 年度 2040 年度
認定者数	要支援	要支援 1	3,313	3,356	3,421	3,435	3,505	3,590	3,730
		要支援 2	3,948	3,866	3,821	3,731	3,728	3,785	3,997
		計	7,261	7,222	7,242	7,166	7,233	7,375	7,727
	要介護	要介護 1	2,641	2,721	2,909	3,004	3,072	3,178	3,566
		要介護 2	4,611	4,716	4,643	4,758	4,856	4,972	5,781
		要介護 3	2,948	3,018	3,085	3,158	3,226	3,327	4,016
		要介護 4	2,404	2,440	2,434	2,499	2,549	2,618	3,261
		要介護 5	1,865	1,911	1,920	1,976	2,051	2,131	2,594
		計	14,469	14,806	14,991	15,395	15,754	16,226	19,218
	合計		21,730	22,028	22,233	22,561	22,987	23,601	26,945
第1号認定者数		21,311	21,602	21,803	22,123	22,547	23,164	26,608	
第2号認定者数		419	426	430	438	440	437	337	
65歳以上人口		114,053	114,216	114,067	114,284	114,193	114,058	120,408	
認定者出現率		19.1%	19.3%	19.5%	19.7%	20.1%	20.7%	22.4%	

※ 各年 10 月 1 日時点。

「認定者出現率」は、65 歳以上人口に対する認定者合計の比率。



2. 施設・居住系サービス及び居宅サービス利用者の推計

(1) 施設・居住系サービス利用者の推計

第9期計画期間における施設サービス、居住系サービスの種類ごとの利用者数の推計は、下表のとおりとなっています。

【施設・居住系サービス種別ごとの月当たり利用者数】 (単位：人)

		第8期			第9期		
		実績値		見込値	計画値		
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度
施設	介護老人福祉施設	1,197	1,174	1,145	1,155	1,164	1,164
	介護老人保健施設	791	760	737	737	737	737
	介護療養型医療施設	14	13	9			
	介護医療院	38	32	32	40	44	81
	地域密着型 介護老人福祉施設	223	228	228	255	257	279
居住系	認知症対応型 共同生活介護	438	423	423	446	446	446
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	2	1	0	0	0	0
	特定施設入居者 生活介護	815	847	873	901	913	959
	介護予防特定施設 入居者生活介護	161	145	130	129	130	135
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
合計		3,679	3,623	3,577	3,663	3,691	3,801

(2) 居宅サービス利用者の推計

第8期計画期間中のサービス利用実績及び要支援・要介護認定者数の実績等から居宅サービス利用者数を推計した結果は、下表のとおりです。

【居宅サービスの月当たり利用者数】 (単位：人)

		第8期			第9期		
		実績値		見込値	計画値		
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度
居宅サービス 利用者数	要支援者	3,453	3,569	3,580	3,665	3,720	3,833
	要介護者	25,058	26,093	27,542	29,262	30,318	31,604
	合計	28,511	29,662	31,122	32,927	34,038	35,437

※ サービス間の重複を含む。

3. 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅・介護予防サービス

第9期計画期間における居宅・介護予防サービスの必要量（供給量）は、以下のとおりとなります。いずれのサービスについても、供給量は必要量の100%と見込んでいます。

居宅・介護予防サービスの内容は179頁の● 介護保険で利用できる「サービス」一覧 ●参照

① 訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護は、在宅介護を支える最も身近なサービスであり、今後も利用者のニーズは高まっていくことが予想されることから、第9期においても引き続き利用者の増加を見込んでいます。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴において、在宅での介護環境を整える上で必要不可欠なサービスであるため、第9期においても一定の利用者の増加を見込んでいます。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

認定者数の増加に伴い、医療処置が必要な認定者の増加が予測されることから、訪問看護及び介護予防訪問看護ともに利用者の増加を見込んでいます。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

日常生活行為の向上や社会参加を促進するリハビリテーション支援は、在宅生活を続けるためにも必要なサービスであることから、利用者の増加を見込んでいます。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な認定者の増加が予測されることから、第9期においても利用者の増加を見込んでいます。

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護は、在宅介護を支える重要なサービスの一つであることから、第9期においても利用者の増加を見込んでいます。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

認定者数の増加により利用者の増加を見込んでいます。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護者のレスパイトケア充実のために必要なサービスであることから、今後も利用者の増加を見込んでいます。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と同様に、介護者のレスパイトケア充実のために必要なサービスであることから、一定の需要を見込んでいます。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

高齢独居世帯や高齢夫婦世帯等の増加が予測される中、介護付有料老人ホーム等の利用者の増加が見込まれます。介護を受けながら安心して生活できる住まいの整備の観点からも、80人分の特定施設の整備を見込んでいます。

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

認定者数の増加とともに、居宅での日常生活の自立を継続するためにも利用者の増加を見込んでいます。

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

認定者数の増加とともに、居宅での日常生活の自立を継続するためにも利用者の増加を見込んでいます。

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

認定者数の増加とともに、居宅での日常生活の自立を継続するためにも利用者の増加を見込んでいます。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加を見込んでいます。

【居宅・介護予防サービスの見込量】

		第 8 期			第 9 期			推計値
		実績値		見込値	計画値			
		R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度	R 22 年度 2040 年度
① 訪問介護	利用回数 (回/月)	179, 010	190, 580	206, 314	219, 837	232, 648	242, 916	297, 808
	利用者数 (人/月)	5, 052	5, 204	5, 412	5, 617	5, 867	6, 135	7, 370
② 訪問入浴 介護	利用回数 (回/月)	648	634	638	628	636	646	801
	利用者数 (人/月)	131	129	130	132	134	136	168
介護予防 訪問入浴 介護	利用回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
③ 訪問看護	利用回数 (回/月)	24, 476	26, 108	27, 198	29, 342	30, 774	32, 200	38, 314
	利用者数 (人/月)	2, 280	2, 471	2, 630	2, 809	2, 941	3, 074	3, 639
介護予防 訪問看護	利用回数 (回/月)	3, 130	3, 435	3, 543	3, 590	3, 641	3, 758	3, 678
	利用者数 (人/月)	356	390	398	412	418	432	424
④ 訪問リハビリ テーション	利用回数 (回/月)	2, 911	2, 739	2, 661	3, 138	3, 302	3, 432	3, 498
	利用者数 (人/月)	236	215	208	239	252	262	271
介護予防 訪問リハビリ テーション	利用回数 (回/月)	438	450	459	468	480	498	476
	利用者数 (人/月)	36	38	39	42	43	45	43
⑤ 居宅療養 管理指導	利用者数 (人/月)	3, 964	4, 155	4, 427	4, 822	4, 874	5, 094	6, 192
介護予防 居宅療養 管理指導	利用者数 (人/月)	312	318	322	322	329	337	335
⑥ 通所介護	利用回数 (回/月)	27, 831	28, 314	29, 619	32, 279	34, 237	35, 510	42, 106
	利用者数 (人/月)	2, 857	2, 983	3, 228	3, 457	3, 668	3, 803	4, 501
⑦ 通所リハビリ テーション	利用回数 (回/月)	11, 629	11, 722	12, 085	12, 877	13, 266	13, 579	16, 146
	利用者数 (人/月)	1, 478	1, 513	1, 576	1, 668	1, 720	1, 761	2, 092
介護予防 通所リハビリ テーション	利用者数 (人/月)	809	823	864	892	917	949	996

		第8期			第9期			推計値
		実績値		見込値	計画値			
		R 3年度 2021 年度	R 4年度 2022 年度	R 5年度 2023 年度	R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度	R 22 年度 2040 年度
⑧ 短期入所 生活介護	利用日数 (日/月)	5,176	5,276	5,593	5,986	6,194	6,372	8,033
	利用者数 (人/月)	497	530	580	615	636	655	810
介護予防 短期入所 生活介護	利用日数 (日/月)	38	57	50	44	44	44	30
	利用者数 (人/月)	7	12	10	12	12	12	8
⑨ 短期入所 療養介護	利用日数 (日/月)	736	737	847	915	940	971	1,187
	利用者数 (人/月)	98	90	105	114	117	121	147
介護予防 短期入所 療養介護	利用日数 (日/月)	2	2	0	2	2	2	2
	利用者数 (人/月)	1	1	0	1	1	1	1
⑩ 特定施設 入居者 生活介護	利用者数 (人/月)	815	847	873	901	913	959	1,136
介護予防 特定施設 入居者 生活介護	利用者数 (人/月)	161	145	130	129	130	135	140
⑪ 福祉用具 貸与	利用者数 (人/月)	6,737	6,987	7,287	7,659	7,874	8,186	10,073
介護予防 福祉用具 貸与	利用者数 (人/月)	1,787	1,846	1,805	1,841	1,843	1,889	1,811
⑫ 特定福祉 用具販売	利用者数 (人/月)	93	94	102	104	116	129	145
特定介護 予防福祉 用具販売	利用者数 (人/月)	48	48	51	52	59	66	61
⑬ 住宅改修	利用者数 (人/月)	78	77	79	78	80	88	106
介護予防 住宅改修	利用者数 (人/月)	71	73	75	74	81	83	87
⑭ 居宅介護 支援	利用者数 (人/月)	9,312	9,702	10,039	10,446	10,685	11,103	13,315
介護予防 支援	利用者数 (人/月)	2,501	2,585	2,562	2,580	2,587	2,649	2,631

※ 利用回数は小数点以下四捨五入。

(2) 施設サービス

施設サービスの内容は 181 頁の [介護保険で利用できる「サービス」一覧](#) [参照](#)

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設とは、定員 30 人以上の特別養護老人ホームのことであり、第 9 期では特別養護老人ホームに併設されるショートステイからの転換により、10 床分の整備を見込んでいます。

② 介護老人保健施設

現状維持を基本としており、新たな整備は見込んでいません。

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、令和 5 年度末をもって廃止されました。

④ 介護医療院

在宅での生活が困難、かつ、医療的なケアを必要とする要介護者の増加が予測されるため、第 9 期では 1 か所 50 床分の整備を見込んでいます。

【施設サービスの見込量】

		第 8 期			第 9 期			推計値
		実績値		見込値	計画値			
		R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度	R 22 年度 2040 年度
① 介護老人 福祉施設	利用者数 (人/月)	1,197	1,174	1,145	1,155	1,164	1,164	1,322
② 介護老人 保健施設	利用者数 (人/月)	791	760	737	737	737	737	929
③ 介護療養型 医療施設	利用者数 (人/月)	14	13	9				
④ 介護医療院	利用者数 (人/月)	38	32	32	40	44	81	97

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの内容は182頁の● 介護保険で利用できる「サービス」一覧 ● 参照

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認定者の要介護度の重度化や、要介護リスクの高い高齢世帯の増加に対応するため、第9期では2か所の整備を見込んでいます。

② 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とのサービス提供量の調整を行いつつ、第9期においても一定量の利用者を見込んでいます。

③ 地域密着型通所介護

要介護認定者数の増加による利用者の増加を見込んでいます。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要介護認定者数の増加による利用者の増加を見込んでいます。なお、単独型の認知症対応型通所介護については、認知症対応を可能としている通常の通所介護事業所が多数存在していることから、新たな整備は見込んでいません。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅介護のニーズに対応するため、第9期では1か所の整備を見込んでいます。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者の増加による利用者の増加を見込んでいます。なお、利用状況から現在の定員数で充足していることから、第9期においては、新たな整備を見込んでいません。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

第9期においては、要支援者も利用可能な特定施設入居者生活介護を整備予定のため、地域密着型特定施設入居者生活介護の新たな整備は見込んでいません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な中重度の要介護者の入所施設として、第9期では1か所29床の整備を見込んでいます。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズのある要介護者の増加に対応するため、第9期では1か所の整備を見込んでいます。

【地域密着型サービスの見込量】

		第8期			第9期			推計値
		実績値		見込値	計画値			
		R 3年度 2021 年度	R 4年度 2022 年度	R 5年度 2023 年度	R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度	R 22 年度 2040 年度
① 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護	利用者数 (人/月)	32	38	37	54	56	88	101
② 夜間対応型 訪問介護	利用者数 (人/月)	7	4	3	3	3	3	4
③ 地域密着型 通所介護	利用回数 (回/月)	13,400	13,678	14,084	15,166	15,952	16,471	19,531
	利用者数 (人/月)	1,369	1,441	1,567	1,690	1,778	1,836	2,166
④ 認知症対応 型通所介護	利用回数 (回/月)	327	337	424	509	509	521	665
	利用者数 (人/月)	24	26	36	39	39	40	50
介護予防 認知症対応 型通所介護	利用回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 小規模 多機能型 居宅介護	利用者数 (人/月)	117	121	115	139	139	154	167
介護予防 小規模 多機能型 居宅介護	利用者数 (人/月)	26	20	16	17	17	19	19
⑥ 認知症対応 型共同生活 介護	利用者数 (人/月)	438	423	423	446	446	446	483
介護予防 認知症対応 型共同生活 介護	利用者数 (人/月)	2	1	0	0	0	0	0
⑦ 地域密着型 特定施設 入居者 生活介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 地域密着型 介護老人 福祉施設 入所者 生活介護	利用者数 (人/月)	223	228	228	255	257	279	304
⑨ 看護小規模 多機能型 居宅介護	利用者数 (人/月)	8	15	20	23	24	39	46

※ 利用回数は小数点以下四捨五入。

【設置事業所数】

		日常生活圏域													計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
① 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護	R 6年度	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
	R 7年度	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
	R 8年度 (※1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	0	0	0	0 [1]	0 [1]	1	5
⑤ 小規模 多機能型 居宅介護	R 6年度	0	1	1	1	0	2	0	1	1	0	0	1	1	9
	R 7年度	0	1	1	1	0	2	0	1	1	0	0	1	1	9
	R 8年度 (※2)	0 (1)	1	1	1	0 (1)	2	0 (1)	1	1	0 (1)	0	1	1	10
⑥ 認知症対応 型共同生活 介護	R 6年度	1	1	5	1	2	3	2	3	2	3	3	4	3	33
	R 7年度	1	1	5	1	2	3	2	3	2	3	3	4	3	33
	R 8年度	1	1	5	1	2	3	2	3	2	3	3	4	3	33
⑧ 地域密着型 介護老人 福祉施設 入所者 生活介護	R 6年度	1	1	0	1	0	3	1	0	0	0	1	1	0	9
	R 7年度	1	1	0	1	0	3	1	0	0	0	1	1	0	9
	R 8年度 (※3)	1 (2)	1 (2)	0	1 (2)	0	3 (4)	1	0 (1)	0 (1)	0	1 (2)	1 (2)	0	10
⑨ 看護小規模 多機能型 居宅介護	R 6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R 7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R 8年度 (※2)	0 (1)	0	0	0	0 (1)	0	0 (1)	0	0	0 (1)	1	0	0	2

※1 第1圏域～5圏域のいずれか1つの圏域において、1か所設置（設置した圏域は1となる）。

第11、12圏域のいずれか1つの圏域において、1か所設置（設置した圏域は1となる）。

※2 第1、5、7、10圏域のいずれか1つの圏域において、新たに1か所設置（設置した圏域は1となる）。

※3 第1、2、4、6、8、9、11、12圏域のいずれか1つの圏域において、新たに1か所設置（設置した圏域は、（）内の件数となる）。

なお、いずれも上記整備圏域での整備を見込んでいますが、他の圏域も含めた柔軟な整備に努めます。

【地域密着型サービスの必要利用定員数】

		日常生活圏域													計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
⑥ 認知症対応型共同生活介護	R 6年度	18	18	81	18	36	53	36	29	13	30	45	60	54	491
	R 7年度	18	18	81	18	36	53	36	29	13	30	45	60	54	491
	R 8年度	18	18	81	18	36	53	36	29	13	30	45	60	54	491
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	R 6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R 7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R 8年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	R 6年度	29	29	0	29	0	87	29	0	0	0	29	29	0	261
	R 7年度	29	29	0	29	0	87	29	0	0	0	29	29	0	261
	R 8年度(※)	●	●	0	●	0	●	29	●	●	0	●	●	0	290

※ 第1、2、4、6、8、9、11、12 圏域（●印）の合計必要利用定員数は 261 人（既設 232 人＋新設 29 人）。

（４）その他の老人福祉施設

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上や経済的な理由によって、居宅での生活が困難な高齢者を対象とする施設です。市内には 100 人定員の施設が 1 か所開設されています。令和 4 年度末の本市の入所者数は 32 人で、必要なサービス基盤は充足していることから、令和 6 年度より定員を 70 人に変更します。なお、大阪府内の養護老人ホームにも一定の空室があることから、新たな整備は見込んでいません。

② 軽費老人ホーム・ケアハウス

軽費老人ホーム・ケアハウスは、食事・入浴・相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送る施設であり、市内に 8 か所開設されています。待機者が少ないこと、また、身の回りのことを自分で行うことができる人が入居する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様な施設や住まいの整備が進むと予想されることから、新たな整備は見込んでいません。

施設サービス・地域密着型サービス等の施設整備一覧

第9期計画における施設整備については、国の基本指針等に基づき、人口動態や介護ニーズ等の見込みを踏まえた介護サービスの基盤整備を進めます。

入所希望者が多い特別養護老人ホームの待機者解消や、第8次医療計画との整合性を勘案し、広域型及び地域密着型の特別養護老人ホームを整備するとともに、医療ニーズの高い要介護者に対応可能な介護医療院の整備を見込んでいます。

また、要介護者等ができる限り住み慣れた自宅で生活でき、介護している家族等が介護と仕事を両立できるよう、地域密着型サービスを中心に整備を進めていきます。

	介護保険サービス等の名称	整備数
施設等に入所して受けるサービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	10 床
	★ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1か所 29 床
	介護医療院	1か所 50 床
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	80 床
在宅で生活しながら受けるサービス	★ 小規模多機能型居宅介護	1か所
	★ 看護小規模多機能型居宅介護	1か所
	★ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所

★ 地域密着型サービス(原則、本市の被保険者のみが利用できるサービス)。

4. 地域支援事業の事業量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

第9期計画における各サービスの必要量（供給量）は以下のとおりとなります。
なお、いずれのサービスについても、供給量は必要量の100%と見込んでいます。

			R 6年度 2024年度	R 7年度 2025年度	R 8年度 2026年度
訪問型	予防訪問事業	延人数	26,312	27,351	29,008
	生活援助訪問事業	延人数	8,199	8,609	9,040
通所型	予防通所事業	延人数	26,269	27,582	28,960
	教室型通所事業	教室数	5	5	5
その他	リハ職訪問通所指導事業	拠点数	1	1	1
	リハ職行為評価事業	延人数	700	710	720
	栄養士派遣指導事業	延人数	60	65	70

適切なケアマネジメントにより必要となるサービス量を確保するため、生活支援員養成研修の実施及びフォローアップ研修の開催等により、サービス拡充に取り組んでいきます。

② 一般介護予防事業

すべての高齢者を対象として、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施できる仕組みをつくります。

		R 6年度 2024年度	R 7年度 2025年度	R 8年度 2026年度
ひらかた元気くらわんか体操 マスター教室	教室数	24	24	24
ひらかた元気くらわんか体操	実施グループ	300	310	320
介護予防ポイント事業	活動者数(人)	380	400	420
ノルディック・ウォーキング	実施グループ	50	100	150
ひらかた夢かなえるエクササイズ	実施グループ	50	80	110

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防ケアプランのアセスメントを実施します。また、生活機能の改善や自立支援に向けて、必要なサービス事業の利用につなげる等の支援を行います。

(イ) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握した上で、適切な保健・医療・介護・福祉のサービス利用につなげる等の支援を行います。

		R 6年度 2024年度	R 7年度 2025年度	R 8年度 2026年度
総合相談支援	支援件数	33,000	34,000	35,000

(ウ) 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止や早期発見とその対応、成年後見制度についての情報提供・活用等、高齢者の権利擁護のための支援を行います。

(エ) 包括的・継続的マネジメント業務

介護支援専門員等に対し、困難事例への指導助言等を行うとともに、関係機関やボランティア等地域の社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制を構築します。

② 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自己決定により自らが望む暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

		R 6年度 2024年度	R 7年度 2025年度	R 8年度 2026年度
地域ケア推進実務者連絡協議会等 (部会含む)	開催回数	27	27	27

③ 生活支援体制整備事業

小学校区を単位とする、「元気づくり・地域づくりプロジェクト」（第2層生活支援コーディネーター・第2層協議体の取組）の支援と、第1層協議体の運営を行います。また、多様なサービスにおける担い手の養成など、サービス提供体制の整備に取り組みます。

		R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度
第1層協議体による会議	開催回数	3	3	3

④ 認知症総合支援事業

「認知症初期集中支援チーム」の設置により、認知症初期の段階から適切な支援が実施できるよう取り組みます。

また、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援等を行う「認知症地域支援推進員」の配置、認知症ケアパスの更新などにより、支援の充実に取り組みます。

		R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度
認知症地域支援推進員	配置数(人)	17	17	17
認知症ケアパス	配布数(部)	18,500	18,500	18,500
認知症サポーター養成講座	養成数(人)	1,200	1,200	1,200

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

高齢者の自立を支援するという観点に立って、介護給付を必要とする方を適切に認定し、真に必要なサービスを事業者が適切に提供するように、介護給付の適正化を図ります。

② その他の事業

(ア) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具や住宅改修に関する相談、情報提供、助言及び住宅改修理由書作成費の助成を行います。

		R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度
福祉用具・住宅改修研修	開催回数	2	2	2

(イ) 在宅介護用品支給事業

寝たきりや認知症等により自宅で介護を必要とする高齢者に対して、紙おむつや介護用品を支給し、在宅生活を支援します。

		R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度
在宅介護用品支給事業	利用者数(人)	6,245	6,308	6,372

(ウ) 傾聴ボランティアの養成

ひとり暮らしに強い不安感を抱いている高齢者等の話し相手となり、孤独感や不安感を軽減する「傾聴ボランティア」の養成を行います。

		R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度
傾聴ボランティア	新規養成者数(人)	30	30	30

5. 介護保険財政について

(1) 介護保険特別会計の構造

介護保険給付の財源となる介護保険給付費等の財源構成は、下図のとおりとなっています。

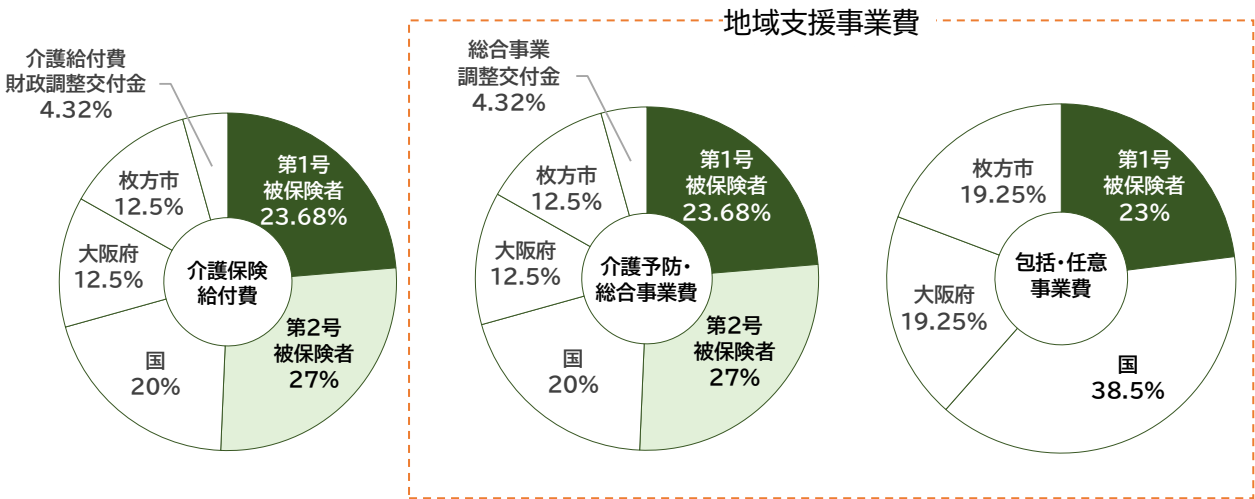
なお、第8期介護保険事業計画期間と第9期介護保険事業計画期間との変更点は、以下のとおりです。

	調整交付金の交付率が 3.13%⇒4.32%（第9期の見込値平均）
--	-----------------------------------

調整交付金（介護給付費財政調整交付金・総合事業調整交付金）は、各市町村の後期高齢者（75 歳以上）人口の比率及び所得区分分布の状況に基づき、全国平均で5%となるように国から交付されるもので、本市における調整交付金の交付率は、交付基準の見直しを踏まえ、4.32%と見込みます。

5%を占める調整交付金のうち、交付率 4.32%を差し引いた 0.68%は第1号被保険者が負担することになるため、第1号被保険者の保険料負担割合は《23%+(5%-4.32%)=23.68%》となります。

【第9期介護保険事業計画期間の介護保険給付費及び地域支援事業費の財源構成】



※ 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の施設等給付費については、国の負担が15%、府の負担が17.5%となる。

(2) 保険料段階の設定

第9期計画期間における保険料段階は、負担能力に応じた負担割合とする考え方を基本とし、また介護保険法施行令の改正を踏まえて、保険料段階及び各段階の基準額に対する割合を見直します。

【第8期の保険料段階】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.30 (0.50) ※2
2	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が120万円以下の人	0.45 (0.70) ※2
3	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない人	0.70 (0.75) ※2
4	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.90
5 (基準)	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、第4段階に該当しない人	1.00
6	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円未満の人	1.15
7	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円以上120万円未満の人	1.20
8	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.25
9	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50
10	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.55
11	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.75
12	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.85
13	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.10
14	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.30
15	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,500万円以上の人	2.50

【第9期の保険料段階】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.455) ※2
2	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が120万円以下の人	0.435 (0.635) ※2
3	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない人	0.685 (0.69) ※2
4	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、前年合計所得金額+※1 前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.90
5 (基準)	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、第4段階に該当しない人	1.00
6	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円未満の人	1.15
7	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円以上120万円未満の人	1.20
8	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.25
9	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
10	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70
11	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.95
12	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10
13	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.25
14	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.30
15	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	2.55
16	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.75
17	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,500万円以上の人	2.95

※1 遺族年金・障害年金などの非課税年金は除く。

※2 () 内は、公費（低所得者保険料軽減負担金）による軽減前の割合。

(3) 第9期計画期間の介護保険標準給付費の見込額

第9期計画期間における本市の介護保険給付費の見込額は以下のとおりです。

【介護保険標準給付見込額】

(単位：千円)

		R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度
①介護給付	居宅サービス	19,105,467	19,995,185	20,842,757
	地域密着型サービス	4,589,675	4,684,008	4,987,578
	施設サービス	6,894,470	6,953,970	7,135,870
	居宅介護支援	1,950,001	1,999,208	2,079,022
②予防給付	介護予防サービス	961,357	985,645	1,019,617
	介護予防地域密着型サービス	16,781	16,802	18,530
	介護予防支援	154,909	155,533	159,264
③総給付費 = ① + ②		33,672,660	34,790,350	36,242,638
④特定入所者介護サービス費等給付額		516,281	547,939	580,804
⑤高額介護サービス費等給付額		1,006,432	1,033,070	1,058,903
⑥高額医療合算介護サービス費等給付額		137,216	141,303	145,513
⑦保険給付費 = ③ + ④ + ⑤ + ⑥		35,332,588	36,512,939	38,027,858
⑧審査支払手数料		31,669	32,681	34,045
⑨給付費総合計（標準給付費）= ⑦ + ⑧		35,364,257	36,545,343	38,061,903
3 か年総合計		109,971,503		

※ 千円未満四捨五入。端数処理の関係で、合計が記載の金額と一致しない場合がある。

(4) 地域支援事業費の見込額

第9期計画期間における本市の地域支援事業費の見込額は以下のとおりです。

【地域支援事業費見込額】

(単位：千円)

	R 6 年度 2024 年度	R 7 年度 2025 年度	R 8 年度 2026 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,835,514	1,914,629	2,010,057
包括的支援事業・任意事業費	637,048	641,061	643,867
地域支援事業費合計	2,472,562	2,555,690	2,653,924
3 か年総合計	7,682,176		

(5) 介護保険料の軽減

低所得者にかかる介護保険料負担の軽減を目的として、本市独自で介護保険料の特別軽減を実施しており、これにかかる費用は第1号被保険者の保険料算定にあたって、上乗せすることとなります。

(6) 介護給付費準備基金の活用

保険料のできる限りの軽減と今後の介護保険財政の安定した運営を考慮し、介護給付費準備基金 2,558,632,474 円を3年間にわたって取り崩すこととします。

(7) 第1号被保険者にかかる介護保険料の算定

第9期（令和6年度から令和8年度）の介護保険料は、計画期間における要支援・要介護認定者数の見込み等により算出した3年間の介護保険サービス及び地域支援事業の費用と65歳以上の高齢者（第1号被保険者）の人数をもとに算定されます。前述の検討を踏まえ、以下の手順で保険料の算定を行っています。

【第9期介護保険料算定の流れ】

A	標準給付費見込額	109,971,502,871	円
B	地域支援事業費見込額	7,682,176,000	円
C	第1号被保険者負担分（(A+B) × 23%	27,060,346,140	円
D	介護保険料の軽減にかかる経費	11,220,300	円
E	調整交付金5%相当額との差額	777,665,144	円
F	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	253,980,000	円
G	介護給付費準備基金取り崩し額	2,558,632,474	円
H	保険料収納必要額（C+D+E-F-G）	25,036,619,110	円
I	保険料収納率	98	%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	339,227	人
K	保険料・年額（H/I/J）	75,311	円
L	保険料基準月額（K/12）	6,276	円

※ 一円未満四捨五入。端数処理の関係で、合計が記載の金額と一致しない場合がある。

(8) 第9期計画の保険料基準月額

「(7) 第1号被保険者にかかる介護保険料の算定」の結果により、第9期計画の第1号被保険者の保険料基準月額を 6,276 円とします。なお、介護給付費準備基金取り崩しによる保険料基準月額の軽減額は 641 円となっています。



なお、17段階の各保険料額は次ページに示すとおりとなります。

【第9期計画の介護保険料額】

保険料 段階	対象者	加入者 割合	基準額 に対する 割合	年額 保険料
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額 +※1 前年公的年金収入額が 80 万円以下の人	18.7%	0.285 (0.455) ※2	21,500 円 (34,300 円) ※2
2	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額 +※1 前年公的年金収入額が 120 万円以下の人	8.8%	0.435 (0.635) ※2	32,800 円 (47,800 円) ※2
3	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当 しない人	8.5%	0.685 (0.69) ※2	51,600 円 (52,000 円) ※2
4	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、前年合計所 得金額+※1 前年公的年金収入額が 80 万円以下の 人	11.7%	0.90	67,800 円
5 【基準】	本人が市民税非課税（世帯は課税）で、第4段階に 該当しない人	12.0%	1.00	75,300 円
6	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 100 万円 未満の人	7.1%	1.15	86,600 円
7	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 100 万円 以上 120 万円未満の人	4.2%	1.20	90,400 円
8	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 120 万円 以上 210 万円未満の人	15.1%	1.25	94,100 円
9	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 210 万円 以上 320 万円未満の人	7.2%	1.50	113,000 円
10	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 320 万円 以上 420 万円未満の人	2.7%	1.70	128,000 円
11	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 420 万円 以上 520 万円未満の人	1.2%	1.95	146,900 円
12	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 520 万円 以上 620 万円未満の人	0.6%	2.10	158,200 円
13	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 620 万円 以上 720 万円未満の人	0.4%	2.25	169,500 円
14	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 720 万円 以上 820 万円未満の人	0.3%	2.30	173,200 円
15	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 820 万円 以上 1,000 万円未満の人	0.3%	2.55	192,000 円
16	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 1,000 万 円以上 1,500 万円未満の人	0.5%	2.75	207,100 円
17	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が 1,500 万 円以上の人	0.7%	2.95	222,200 円

介護保険料段階の判定においては、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得のいずれかにかかる特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から控除するものとする。また、第1～5段階（市民税非課税の人）の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入にかかる所得金額を合計所得金額から控除するものとする。

※1 遺族年金・障害年金などの非課税年金は除く。

※2 () 内は、公費（低所得者保険料軽減負担金）による軽減前の割合及び金額。

第5章 適切かつ効果的な介護サービスの提供

施策の基本方針

高齢者数が年々増加する社会状況のもと、介護保険制度は平成12年度の施行以来、サービスの提供基盤が着実に整備され、現在ではわが国の高齢期を支える制度として定着しています。

本市においては、介護保険制度の理念でもある、「高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる社会」を実現するため、各種サービスの提供体制の整備を進めてきました。引き続き第9期計画期間においても、利用者ニーズを的確に把握し、過不足のないサービスの提供及び各種サービスの確保と適正化の推進に努め、持続可能な介護保険制度の醸成を図ります。

第9期計画期間中には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎え、さらにその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見通すと、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。

85歳以上人口の急増や要介護高齢者の増加など、医療と介護の複合的ニーズを有する高齢者が増加することが想定されることから、利用者の生活の質に直結する介護サービスの質のさらなる向上と、利用者一人ひとりに適した効果的な介護保険サービス等の利用を促進するためのケアマネジメントへの取組がますます重要になってきます。

そのため、介護支援専門員の資質向上への取組支援、介護保険サービス事業者への指導・助言や介護サービス相談員の派遣、サービス向上を主眼とした給付適正化事業の重点化や内容の充実などを通じて、介護サービス全体の質の向上に引き続き取り組んでいきます。

また、介護保険制度においては、利用者が必要なサービスや事業者を主体的に選択できる環境を整備することが必要であり、さらに、介護保険サービスと高齢者福祉サービスを利用者の状況に応じて効果的に組み合わせることが重要であることから、これらの情報を利用者やその家族が正確かつ的確に取得できるよう、情報提供体制の充実に引き続き努めます。

1. 効果的・効率的な給付適正化の実施による介護サービスの質の向上

利用者が真に必要とする適切なサービスの提供と、持続可能な介護保険制度を構築、運用を図るため、「要介護認定適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修、福祉用具の調査」「医療情報との突合、縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業について、令和3年度から令和5年度を第5期介護給付適正化計画期間として給付適正化の推進を図ってきました。

令和6年度から令和8年度の第6期介護給付適正化計画からは、国において給付適正化主要5事業を3事業（「要介護認定適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合、縦覧点検」）へ再編し、実施内容の充実を図るといった方向性が示され、大阪府が策定する「大阪府介護給付適正化計画」との整合を図った上で取組を実施していきます。

なお、「住宅改修、福祉用具の調査」は、これまでの実績を活かし「ケアプランの点検」に統合して効率的な実施を図ります。

（1）適切な要介護認定

75歳以上人口の増加に伴い、要介護認定申請件数は、今後も増加することが予想されることから、より一層効率的かつ適正な要介護認定のための取組を推進していきます。

認定調査時には、認知症や障害のある方などの状態をより正確に調査票に反映させるため、可能な限り家族等の同席をお願いするとともに、調査後に基本調査票の写しを申請者にお渡しするなど、引き続き透明性の確保に努めます。

また、すべての調査票及び主治医意見書の内容チェックを行い、記載漏れや不整合を確認することにより正確性を高めます。

今後も引き続き、認定調査員に対する指導や研修及び介護認定審査会の研修を充実させることで、認定審査判定に大きく影響する調査票の精度の向上を図るとともに、国の指針に基づき適正な審査会運営を行うなど、要介護認定の平準化に向けた取組を推進していきます。

■取組目標

	R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度
認定調査票 主治医意見書チェック	100%	100%	100%

（２）利用者の自己実現に沿ったケアプランの点検

厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を積極的に活用し、利用者の自立支援に向けた居宅サービス計画であるかを、介護支援専門員とともに確認、検証を行いながら、介護支援専門員自身の「気づき」を促すよう助言・指導を行っていきます。また、大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等を活用した点検に重点化するなど、効果的な実施方法となるよう工夫しながら、自立支援の目標に対し、過剰なサービス提供がなされていないか、不足しているサービスについては、各種資源との組み合わせを再検討するよう促し、適正化の推進に取り組んでいきます。

居宅サービスである住宅改修、福祉用具購入・貸与については、利用に係る理由書作成を担う専門職（貸与については介護支援専門員に限る）や業者に、ケアプランとの整合性、妥当性等について確認し、ヒアリング調査を行います。心身機能を環境側面から代替的に補助し、日常の身辺行為の自立動作を支援する住宅改修や福祉用具の購入・貸与が、効果的に計画、実施されているかケアプラン点検の一環として取り組みます。

必要に応じて作業療法士等のリハビリテーション専門職と連携し、住宅改修の利用状況とその効果等も勘案して福祉用具の必要性、妥当性について確認、検討を進め、自立支援に役立つケアプランの普及、実践を推進していきます。

■取組目標

	R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度
ケアプランの点検	60 件	60 件	60 件

※ 住宅改修、福祉用具購入・貸与に係るケアプラン点検を含む。

（３）医療情報との突合・縦覧点検による適正化

大阪府国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから提供される医療情報と給付実績との突合や縦覧点検による重複請求の有無等の確認を行うことで、不適切な給付の是正を事業者に求め、介護保険サービスが適正に提供されるよう引き続き取り組んでいきます。

■取組目標

	R 6年度 2024 年度	R 7年度 2025 年度	R 8年度 2026 年度
医療情報との突合リスト による給付実績確認	12 回	12 回	12 回
縦覧点検による 重複請求確認	12 回	12 回	12 回

2. 市民への情報提供体制の充実

介護保険制度では、利用者が主体的に安心して必要なサービスを利用できるようにすることが極めて重要です。また、介護保険サービスのようなフォーマルサービスだけでなく、在宅生活を支える様々なインフォーマルサービスについてもあわせて提供する必要があります。令和4年12月から令和5年1月にかけて実施した高齢者実態調査のうち、介護や保健、医療について提供してほしい情報に関する設問においては、要支援・要介護認定を受けているか否かに関わらず、「介護保険制度に関する情報」、「医療や介護に必要な費用に関する情報」、「介護保険以外の福祉サービスに関する情報」、「生きがいや健康づくり・介護予防に関する情報」、「認知症の人に対するケアや相談先などの情報」の割合が多い結果となりました。

今後も、地域の身近な高齢者相談・支援窓口である地域包括支援センターにおいて蓄積した各地域のインフォーマルサービスについての情報提供を中心に、高齢者の生活を支える総合的なサービス及び地域情報を提供できる体制の充実を図っていきます。

また、情報発信のためのWebシステム（介護保険サービスの情報のほか、医療機関や地域資源に関する情報を発信）の定期的な情報更新、掲載情報の充実を引き続き図ります。さらに、高齢者が自分らしい生き方・終い方を考え、人生の最期の迎え方や過ごす場を検討できるように、看取り等に関する講座やリーフレット等を適宜見直し、情報提供を行っていきます。

（1）高齢者の状況に配慮した情報提供

高齢者にとってわかりやすい情報提供を目指し、本市では介護保険制度や高齢者施策を記載したパンフレットを作成し、イラストを活用することにより、手続き等をより理解しやすく説明するとともに、広報ひらかたや市ホームページ等、今後も様々な媒体を通じて積極的に情報提供を行います。また、広報ひらかたの点字版や録音版、読み上げ機能に対応した市ホームページの作成など、高齢者、障害者等に配慮するとともに、外国人に対しては、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレット等を活用するなど、適切な情報提供に努めます。



（２）介護保険制度の正しい理解

介護保険サービスは、利用者の心身状態や環境に応じた必要なサービスを提供し最大の自立支援効果が保たれるものです。そのため、制度に関する正確な理解と適正な利用がなされるよう、今後も出前講座や説明会など様々な機会を通じて、制度の正しい普及・啓発を推進します。

（３）介護保険サービス事業者の情報提供

本市では、介護保険サービスを利用するにあたり、利用者がサービス事業者を検索しやすくするため、「枚方市医療・福祉サービス情報公開 Web（暮らしまるごとべんりネット）」の利便性を高め、介護保険サービス事業者が提供するサービス等の情報を定期的に更新していきます。

（４）利用者負担額軽減制度の活用促進

社会福祉法人が、低所得で特に生計が困難である介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減した場合には、本市が当該社会福祉法人に軽減した費用の一部を助成しています。

市内の未実施社会福祉法人に対して制度の趣旨について周知を図り、すべての法人で軽減制度が実施されるよう協力を求めています。

（５）効果的な福祉用具の活用の普及

一人ひとりの心身の状態や生活状況に応じた福祉用具を適切に活用することは、日常生活の自立動作を増やし、生活の質を向上させるだけでなく、介護者の負担を軽減することにもつながります。

実際の福祉用具を見て、触れて、試すことができるようにラポールひらかた（総合福祉会館）に設置している福祉用具展示コーナーを活用し、今後も福祉用具の効果的な活用の普及に取り組みます。また、福祉用具の機能や適切な選び方、使用方法についての講習会を引き続き開催していきます。

3. 介護保険事業者に関する苦情・相談対応と指導・助言体制の強化

本市は、介護保険制度の被保険者と接する最も身近な行政機関として、各種の苦情や相談に対応するとともに、不服申立ての手続きについても市民にわかりやすく周知していきます。また、介護給付、介護予防給付、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のケアプランやサービス利用に関する相談・苦情に対しても速やかに対応します。

（１）介護保険サービス事業者への指導・助言

利用者に対する介護保険サービスの提供にあたり、法令等に則った適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、高齢者の尊厳の保持や介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントに関わる取組、介護職場におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止及び虐待防止等のための必要な措置など、介護サービスの質の確保・向上を目的として介護保険事業者への集団指導や個別の運営指導等を実施するとともに、指導監督等における事業者への支援の充実を図るために体制を整備していきます。

また、引き続き大阪府・府内市町村・大阪府国民健康保険団体連合会等と連携し、介護保険事業がより一層適正に行われるよう努めます。

（２）介護サービス相談員派遣事業

介護保険施設等に入所している利用者は、「お世話になっている」、「介護を受けている」という気持ちになる人が多く、サービス事業者に対して思いや要望を伝えるにくい状況になりがちです。介護サービス相談員は、利用者の声を傾聴し、声なき声をくみ取り、施設や関係機関に伝えるなど、第三者の視点でサービス内容を見つめ、利用者と事業者の「橋渡し役」となって介護サービスの質の向上を図ることを目的とした活動を行っています。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等への介護サービス相談員の派遣について、今後も介護サービス相談員の役割の重要性について普及啓発を行うとともに、介護サービス相談員のスキルアップを行うため、研修の充実を図ります。

また、介護サービスの質の向上を図るため、引き続き派遣施設数及び派遣回数増加に努めます。

(3) サービス利用に関する要望・苦情への対応

地域の身近な相談支援の拠点である地域包括支援センターや市の窓口等には介護保険にかかる様々な意見や質問あるいは苦情などが多く寄せられます。

苦情に対しては、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。また、これらの情報を集約し共有することで、事業者のサービスの質の向上を図り、より効果的なサービスの利用につなげます。

さらに、大阪府国民健康保険団体連合会等との連携を図りながら、サービス利用者に対する助言と事業者に対する適切な指導を行います。サービス事業者においては、主体的に苦情処理対応が行われていますが、今後も、苦情をサービス改善の契機として取り組むよう働きかけていくことで、サービスの質の向上を図ります。

4. 事業者による主体的な活動の促進

本市では、介護保険サービス事業者の各職域・職能団体の活動が活発に行われています。介護支援専門員連絡協議会をはじめ、多様な職域において事業者連絡会が開催されており、居宅介護支援事業者間の相互啓発や相談・指導の充実を図るなど、連携の強化を進めています。また、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制整備のためには、各事業者連絡会と市との連携が不可欠となります。

今後も引き続き、各種の事業者連絡会の機能強化や事業者間の連絡体制、地域との連携の強化を支援します。

(1) 介護保険サービス事業者連絡会の取組支援

本市では、介護支援専門員連絡協議会、特別養護老人ホーム施設長会、デイサービス連絡協議会、訪問看護ステーション連絡会、訪問介護事業者会、通所・訪問リハビリテーション連絡協議会、グループホーム連絡会、福祉用具事業者会等、多様な連絡会の活動が活発に行われており、それぞれの職域における専門研修や効果的なサービス提供のための多彩な取組を行っています。また、各団体間の連携を図るため定期的な協議の場が設けられるなど、情報共有・意見交換の広がりを見せています。

今後も情報提供や意見交換の実施、各団体間の連携支援など、介護保険サービス事業者の連絡会活動を積極的に支援します。同時に、地域ケア会議等を介した地域との連携や医療機関等との連携、職域・職能団体間における連携の強化を推進し、より適正な介護保険サービスの確保を図ります。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険サービスだけでなく、様々な地域資源の利用も踏まえた総合的なケアマネジメントを行い、利用者の自己実現のため、より効果的なケアプランを作成することが求められます。そのためには、地域の介護支援専門員の相談・指導等にかかる支援体制が充実していることが必要となります。

本市では、介護支援専門員連絡協議会と連携し、地域包括ケアに資するケアマネジメント活動の支援を推進するとともに、資質向上を図るため法定外研修にも取り組んでいきます。

地域包括支援センターにおいても、介護支援専門員のサポートとして、個々のケース対応に関する支援や地域資源に関する情報の収集及び発信を行っています。

今後も地域ケア会議の開催や各圏域における事業者間ネットワークの構築を目指した事業者連絡会の開催、また、在宅支援サービスを行う各団体の事業者連絡会と地域包括支援センターが共催で行う会議等により、介護支援専門員に対する支援の充実を図ります。

5. 人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、質の高い人材を安定的に確保するための取組や、介護サービスの質の向上や職員の負担軽減、職場環境の改善等の生産性の向上の推進に取り組んでいくことが重要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けられるよう、必要な介護人材の確保に向け、大阪府等と連携し、介護の仕事の魅力の発信、多様な人材の確保・育成に取り組むとともに、ボランティア活動や就労活動など、意欲ある高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、多様な関係機関と連携しながら支援していきます。

(1) 大阪府等との連携

大阪府等と連携しながら、地域の実情や課題の把握などの情報収集に努めるとともに、それらを踏まえて、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、介護体験イベントの開催、処遇改善に向けた国への要望や職場環境の改善等の取組を推進します。

また、介護保険サービス事業者連絡会の取組支援の中で、各団体が実施するキャリアアップ研修や就職フェア等の活動を積極的に支援するほか、大阪府社会福祉協議会が実施する介護の仕事の魅力発信や学生向けインターンシップ・職場体験、就職フェア等、様々な活動を積極的に支援していきます。

さらに、介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要であるとされていることから、大阪府と連携し、大阪府が実施する施策の情報収集及び事業者への情報発信を行うなど、地域全体で取組を推進します。

(2) 介護分野の文書負担軽減

介護サービス事業者における文書作成事務の負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき事業所の指定等にかかる申請様式・添付書類の簡素化や「電子申請・届出システム」の使用に向けて、令和8年3月末までに必要な準備を行います。これにより、介護サービス事業者が介護サービスの質の向上に注力しやすい環境形成につなげることで、事業者が多様化する利用者のニーズに的確に対応できるように支援していきます。

(3) 生活支援員の養成

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（生活援助訪問事業）において、軽度の支援を要する方に対し、掃除や買い物など日常生活で不自由になっている生活行為の支援を実施する「生活支援員」を引き続き養成することで、介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、就業の促進を図ります。

(4) ボランティア活動

社会福祉協議会が設置する枚方市ボランティアセンターでは、ボランティア等に関する相談及び情報提供をはじめ、様々な活動のきっかけづくりや充実のための支援等を行っています。近年の自然災害や社会情勢を踏まえ、災害時におけるボランティア支援体制の構築を図るため、災害ボランティアセンターの整備を行います。

市は、ボランティア活動を受ける側、担う側を結びつけ、必要なときに必要な支援を市民相互に行うことができる環境づくりに努めます。

また、病気や孤独、不安など高齢者が抱えている思いを傾聴し、生きていく意欲が出るように高齢者等の話し相手となり、孤独感や不安感を解消する「傾聴ボランティア」の養成を社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）が実施主体とした展開となるよう検討しながら、連携して引き続き実施します。

(5) NPO との連携

より多くの市民に福祉・介護の担い手となっていただけるよう、NPO サポート事業を中心に活動を行っている特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターにおいて、ボランティア講座の開催や情報誌での福祉・介護に関する情報発信などに取り組みます。